

(平成23年度中山間地域活性化支援フォローアップ事業)

平成 23 年 度

農用地利用改善団体等に関する実態調査結果報告書

平成 24 年 3 月

鳥取県農業会議

はじめに

平成21年に農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村、公社、JA等が「農地利用集積円滑化団体」として、多数の農地所有者から農地の委任を受け、農地利用者へ面的にまとまった形で貸付を行う新たなしくみがスタートするなど、担い手への農地の利用集積の促進が求められています。

一方で、農業経営基盤強化促進法に位置づけられ、これまで集落、地域で農地の貸し借りや農作業の受委託等の利用調整に関わり、農業構造政策の推進に大きな役割を果たしてきた農用地利用改善団体は、平成17年の同法改正前には把握できるものだけでも県下に351団体が存在していましたが、その後に再認定手続きが行われなかったために、平成21年度にはわずか20団体にまで減少しているのが現状であります。

今後、農地の利用集積や集落営農の組織化を一層促進するためには、現時点の農用地利用改善団体はもとより、再認定手続きがなく失効している旧団体を含めて、これらの農用地利用改善団体等の活動促進や関係団体等との連携が重要な鍵になると考えています。

このようなことから、今回、農業会議では県下の農用地利用改善団体の活動状況等について実態調査を行い、このほど結果を取りまとめました。

調査に当たっては、各市町村農業委員会を通じて旧団体の代表者等の確認を行いましたが、多くの団体では確認ができず、確認できた51団体のみを対象とした調査となりました。

国においては、平成24年度から「人・農地プラン」農政が展開されようとしていますが、このプランこそ農用地利用改善団体の作成する農用地利用規程なのであります。

農用地利用改善団体が組織されている、あるいは組織されたことのある集落や地域には、集落合意形成のための大切な火種が残っているはずです。このような団体や地域をベースに農地集積や集落営農等の推進施策が展開され、中山間地域等の活性化が図られることを願っています。

些かなりとも本報告書が関係各位の今後の業務の一助となれば、幸いです。

平成24年3月

鳥取県農業会議

目 次

農用地利用改善団体等に関する実態調査結果の概要1～12
-------------------------	-----------

(別添) 農用地利用改善団体等に関する実態調査票

(別紙参考1) 「県内農用地利用改善団体の動向」

(別紙参考2) 1 「各県の農用地利用改善団体数」

2 「各県の集落営農組織と農用地利用改善団体の関係」

農用地利用改善団体等に関する実態調査結果の概要

I 背景・目的

平成21年に農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村、公社、JA等が「農地利用集積円滑化団体」として、多数の農地所有者から農地の委任を受け、農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付を行う新たなしくみがスタート。

このしくみを円滑に進めるためには、地域で農地の貸し借りや農作業の受委託等について利用調整を行っている農用地利用改善団体(以下「改善団体」という。)等との連携が重要である。

このため、県下の改善団体の活動状況等の実態を調査し、今後の農地利用集積対策の参考にする。

II 調査結果の概要

1 調査対象

県下の改善団体(以下「現団体」という)及び過去に農用地利用規程の認定を受けたが、平成17年に農業経営基盤強化促進法が改正された際に、再認定手続きを行わず、現在は認定切れとなっている旧改善団体(以下「旧団体」という)のうち、代表者等が把握できる団体等とした。

2 調査方法

本会より予め市町村農業委員会に調査対象団体を照会し、回答があった団体等へ直接郵送、回収

3 調査時期

平成23年11月

4 調査内容

(別添調査票のとおり)

—主な調査項目—

「改善団体の概要」、「設立の動機」、「これまでの農地流動化等の調整状況と将来の見通し」、「集落営農への取り組み」、「農地利用集積円滑化団体との連携」、「必要な農地利用集積支援策」

5 回収結果

郵送した51の改善団体のうち、34団体から回答を得ることができ、回収率は67%であった。

表 市町村別調査団体数及び回収状況

市町村名	調査団体数	内訳別回答数					回収率(%)
		I	II	II*	III	計	
鳥取市	10	5	1	1		7	70
岩美町	2	2				2	100
八頭町	5	3	2			5	100
若桜町	1	1				1	100
智頭町	1		1			1	100
倉吉市	9	2	4			6	67
湯梨浜町	2		2			2	100
三朝町	1				1	1	100
北栄町	4		3			3	75
琴浦町	1					0	0
米子市	1					0	0
南部町	1	1				1	100
伯耆町	3	1				1	33
大山町	1			1		1	100
日南町	8		3			3	38
日野町	1					0	0
合計	51	15	16	2	1	34	67

(注) 内訳の「I」は現団体。

「II」は市町村から報告のあった旧団体のうち、代表者がわかるもの。

「II*」は旧団体のうち、市町村報告はないが過去の鳥取県農林水産祭表彰団体であったもの。

「III」は同農林水産祭表彰団体で、改善団体に準じた地域農業集団であったもの。

Ⅲ 調査結果

1 改善団体の概要

(1) 団体の設立年度分布 (単位: 団体)

設立年度	団体区分				計
	I	II	II*	III	
H16以前	2	14	2	1	19
H.17以降	13	2	0	0	15
計	15	16	2	1	34

(2) 団体の構成集落数 (単位: 団体)

	1集落	2集落	3集落	4集落	5集落	未回答	合計
回答数	23	3	2	2	1	3	34
割合(%)	68	9	6	6	3	9	100

2 団体設立の背景・動機について

改善団体の設立の背景や動機については、「地域農地の維持管理のため」が26団体(76%)と最も多く、次いで「転作団地化など生産調整の実施主体となるため」が13団体(38%)、「コスト低減等に取り組み地域農業の担い手となるため」が11団体(32%)の順であった。「補助事業の採択に必要なため」はわずか7団体(21%)であった。

「地域農地の維持管理のため」としたのは、現団体では全ての団体であったが、旧団体では約6割であった。

表 団体設立の背景・動機 (単位: 団体、%)

	ア 地域農地の維持管理のため	イ コスト低減等に取り組み地域農業の担い手となるため	ウ 転作団地化など生産調整の実施主体となるため	エ 補助事業の採択に必要なため	オ その他	未回答	計
回答数	26	11	13	7	0	2	34
割合(%)	76	32	38	21	0	6	100
Iの団体	15	3	5	3	0	0	15
割合(%)	100	20	33	20	0	0	100
I以外の団体	11	8	8	4	0	2	19
割合(%)	58	42	42	21	0	11	100

3 再認定手続きをしなかった理由(旧団体のみ)について

平成17年の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、再認定手続きを行わず、認定切れとなっている団体について、手続きをしなかった理由を尋ねたところ、未回答が半数あったが、回答があったうちの半数以上が、「農業事情が変化し、組織的な利用調整の必要がなくなったため」としている。

その一方で「手続きが必要なことを知らなかったため」が約2割あった。

表 再認定手続きをしなかった理由 (単位: 団体、%)

	ア 農業事情が変化し、組織的な利用調整の必要がなくなったため	イ 制度上のメリットがなくなったため	ウ 手続きが必要なことを知らなかったため	エ よくわからない	未回答	計
回答数	5	0	2	2	9	18
割合(%)	28	0	11	11	50	100

(注)計欄の18団体は旧団体(19)のうち、「地域農業集団」(1)を除いたもの。

4 農作業の受委託、農地の貸借の調整状況について

(1) 農作業受委託

農作業の受委託に関する調整活動がこれまでどのように行われ、将来どのようにされようとしているのかについて、過去、現在、将来ごとに尋ねたところ、過去及び現在とも4割の団体が「ほぼ担い手等に集積できていた(る)」とし、「全て担い手等に集積できていた(る)」(約2割)を合わせると、約6割以上の団体が本来の目標である担い手への集積調整活動が行われてきている。

その一方で、「調整に困っている」団体はわずか3%で、「全く調整していない」団体は約1割であった。将来については、「今後も調整を継続したい」(50%)、「改めて調整に取り組みたい」(9%)を合わせると約6割の団体が今後も調整に取り組む意向を示している一方で、「継続したいが、十分できなくなると思う」、「調整できなくなる」が1割程度あった。

現団体と旧団体を比較すると、「担い手に集積できていた(る)」では、現団体が7割以上と多く、旧団体では6割程度とやや少ない。「調整に困っている」、「全く調整をしていない」団体は旧団体が多い。

①過去

(単位:団体、%)

	ア 全て担い 手等に集 積できて いた	イ ほぼ担い 手等に集 積できて いた	ウ 調整しても 担い手等 にあまり集 積できて いなかった	エ 調整が思 うようにで きず困っ ていた	オ 全く調整を していな かった	カ わからな い	未回答	計
回答数	8	14	0	1	4	1	6	34
割合(%)	24	41	0	3	12	3	18	100
Iの団体	3	8	0	0	1	0	3	15
割合(%)	20	53	0	0	7	0	20	100
I以外の団体	5	6	0	1	3	1	3	19
割合(%)	26	32	0	5	16	5	16	100

②現在

(単位:団体、%)

	ア 全て担い 手等に集 積できて いる	イ ほぼ担い 手等に集 積できて いる	ウ 調整しても 担い手等 にあまり集 積できて いない	エ 調整に 困っている	オ 全く調整を していない	カ わからな い	未回答	計
回答数	9	14	0	1	4	0	6	34
割合(%)	26	41	0	3	12	0	18	100
Iの団体	3	8	0	0	1	0	3	15
割合(%)	20	53	0	0	7	0	20	100
I以外の団体	6	6	0	1	3	0	3	19
割合(%)	32	32	0	5	16	0	16	100

③将来

(単位:団体、%)

	キ 今後も調 整活動を 継続した い	ク 調整は継 続したい が、十分 にできな くなくな ると思う	ケ 調整はで きなくな ると思う	コ 今後も調 整活動に は取り組 まない	サ 改めて調 整活動に 取り組み たい	シ わからな い	未回答	計
回答数	17	3	1	2	3	3	5	34
割合(%)	50	9	3	6	9	9	15	100
Iの団体	8	1	0	0	2	2	2	15
割合(%)	53	7	0	0	13	13	13	100
I以外の団体	9	2	1	2	1	1	3	19
割合(%)	47	11	5	11	5	5	16	100

(2) 農地貸借

農地の貸借に関わる調整活動については、農作業の受委託の場合と同様に「ほぼ担い手等に集積できていた(る)」団体が44%で最も多く、「全て担い手等に集積できていた(る)」(約3割)と合わせると7割以上を占め、多くの団体で所期の目的を達成している。

将来についても、「今後も調整を継続したい」(56%)、「改めて調整に取り組みたい」(6%)を合わせると6割以上の団体で今後も取り組む意向を示している一方で、「調整は継続したいが、十分にできなくなると思う」が2割近くあり、農作業受委託の調整の場合よりも高くなっている。

現団体と旧団体では、農作業の場合と同様に、「全て担い手に集積できていた(る)」を選択したのは、現団体が約8割であるのに対し、旧団体では6~7割とやや低く、「調整に困っている」、「全く調整していなかった(いない)」は旧団体でやや高くなっている。

①過去

(単位:団体、%)

	ア 全て担い 手等に集 積できて いた	イ ほぼ担い 手等に集 積できて いた	ウ 調整しても 担い手等 にあまり集 積できて いなかった	エ 調整が思 うようにで きず困っ ていた	オ 全く調整を していな かった	カ わからな い	未回答	計
回答数	9	15	2	0	4	1	3	34
割合(%)	26	44	6	0	12	3	9	100
Iの団体	5	7	1	0	1	0	1	15
割合(%)	33	47	7	0	7	0	7	100
I以外の団体	4	8	1	0	3	1	2	19
割合(%)	21	42	5	0	16	5	11	100

②現在

(単位:団体、%)

	ア 全て担い 手等に集 積できて いる	イ ほぼ担い 手等に集 積できて いる	ウ 調整しても 担い手等 にあまり集 積できて いない	エ 調整に 困っている	オ 全く調整を していない	カ わからな い	未回答	計
回答数	10	15	1	1	4	0	3	34
割合(%)	29	44	3	3	12	0	9	100
Iの団体	5	8	0	0	1	0	1	15
割合(%)	33	53	0	0	7	0	7	100
I以外の団体	5	7	1	1	3	0	2	19
割合(%)	26	37	5	5	16	0	11	100

③将来

(単位:団体、%)

	キ 今後も調 整活動を 継続した い	ク 調整は継 続したい が、十分 にできな くと思う	ケ 調整はで きなくな ると思う	コ 今後も調 整活動に は取り組 まない	サ 改めて調 整活動に 取り組み たい	シ わからな い	未回答	計
回答数	19	5	1	1	2	3	3	34
割合(%)	56	15	3	3	6	9	9	100
Iの団体	9	2	0	0	1	2	1	15
割合(%)	60	13	0	0	7	13	7	100
I以外の団体	10	3	1	1	1	1	2	19
割合(%)	53	16	5	5	5	5	11	100

5 農用地利用調整活動が進まない、又は行っていない理由について

過去、現在の実施状況の中で、「調整活動が進まない」、又は「行っていない」と回答があった団体にその理由を尋ねると、「地域に担い手(受け手)が少ないから」が6割以上を占めて最も多く、その他の理由についてはいくつかに分散した。

表 調整活動が進まない、又は行っていない理由 (単位:団体、%)

	ア 自給的農 家が大半 であるから	イ 地域の農 地を他地 域の大規 模農家が 借りてい るから	ウ 地域に担 い手(受け 手)が少な いから	エ 農産物価 格や農業 所得が少 ないから	オ ほ場条件 が良くない から	カ 農地の資 産保有意 識が強い から	キ 不在村地 主が増加 してきたか ら	ク 農地が分 散している から	ケ どのよ うに対 処すれ ばよい かわか らない から
回答数	0	1	5	1	1	1	0	1	0
割合(%)	0	13	63	13	13	13	0	13	0
Iの団体	0	0	1	0	1	0	0	1	0
割合(%)	0	0	100	0	100	0	0	100	0
I以外の団体	0	1	4	1	0	1	0	0	0
割合(%)	0	14	57	14	0	14	0	0	0

	コ その他	未回答	計
回答数	2	2	8
割合(%)	25.0	25.0	100.0
Iの団体	1	0	1
割合(%)	100	0	100
I以外の団体	1	2	7
割合(%)	14	29	100

「その他の内訳」・組織として認識がなかった
・法人化のため不要

6 将来、農地貸借等の調整活動ができなくなる理由について

将来の見通しの中で、「農作業の受委託や農地貸借等の調整ができなくなると思う」と回答した理由について尋ねたところ、「地域に担い手(受け手)が少ないから」、「農産物価格や農業所得が少ないから」がともに50%で、次いで「ほ場条件が良くないから」が33%と多かった。

表 将来、調整活動ができなくなる理由 (単位:団体、%)

	ア 自給的農 家が大半 であるから	イ 地域の農 地を他地 域の大規 模農家が 借りてい るから	ウ 地域に担 い手(受け 手)が少な いから	エ 農産物価 格や農業 所得が少 ないから	オ ほ場条件 が良くない から	カ 農地の資 産保有意 識が強い から	キ 不在村地 主が増加 してきたか ら	ク 農地が分 散している から	ケ どのよ うに対 処すれ ばよい かわか らない から
回答数	1	1	3	3	2	1	0	0	0
割合(%)	17	17	50	50	33	17	0	0	0
Iの団体	1	0	0	0	2	0	0	0	0
割合(%)	50	0	0	0	100	0	0	0	0
I以外の団体	0	1	3	3	0	1	0	0	0
割合(%)	0	25	75	75	0	25	0	0	0

	コ その他	未回答	計
回答数	0	0	6
割合(%)	0	0	100
Iの団体	0	0	2
割合(%)	0	0	100
I以外の団体	0	0	4
割合(%)	0	0	100

7 集落営農への取り組みについて

回答のあった団体の構成集落で集落営農が行われているかどうかについては、「法人化して取り組んでいる」が53%と最も多く、次いで「法人化はしていないが取り組んでいる」が24%で、ほぼ8割の団体の構成集落では集落営農に取り組んでおり、「取り組んでいない」(15%)を大きく上回った。

「今後取り組む予定」の団体はわずかであった。

また、現団体では「法人化して取り組んでいる」が87%であったが、旧団体では26%と少なく、「法人化はしていないが取り組んでいる」が42%と最も多かった。

表 集落営農への取り組み状況 (単位:団体、%)

	ア 法人化して 取り組んでいる	イ 法人化は していない が取り組 んでいる	ウ 取り組ん でいない	エ 今後、取 組む予 定	未回答	計
回答数	18	8	5	2	1	34
割合(%)	53	24	15	6	3	100
Iの団体	13	0	2	0	0	15
割合(%)	87	0	13	0	0	100
I以外の団体	5	8	3	2	1	19
割合(%)	26	42	16	11	5	100

(1) 集落営農の形態について

取り組んでいる集落営農の形態については、「集落農地全体を一つの農場とみなし、営農を一括管理運営」のタイプが50%と最も多く、次いで「作付けの団地化など、集落内の土地利用調整」のタイプが42%、「機械を共同所有し、オペレーター組織が利用」のタイプが31%の順になっているが、これらの複合タイプも8団体(31%)あり、地域によって多様なタイプの集落営農が行われている。

現団体では、「集落農地全体を一つの農場とみなし、営農を一括管理運営」のタイプが69%を占めているのに対し、旧団体ではその半分の31%と少なく、「作付けの団地化など、集落内の土地利用調整」タイプが54%と最も多かった。

表 集落営農の形態 (単位:団体、%)

	ア 機械を共 同所有し、 共同利用 する	イ 機械を共 同所有し、 オペレー ター組織 が利用す る	ウ 農家出役 により、共 同作業を 行う	エ 集落農地 全体を一 つの農場 とみなし、 営農を一 括管理運 営する	オ 担い手に 農地集積 と作業委 託を進め、 集落ぐる みで土地 利用と営 農を行う	カ 作付け団 地化など、 集落内の 土地利用 調整を行 う	キ 加工、直 売など生 産以外の 事業への 取り組み を行う	未回答	計
回答数	1	8	5	13	3	11	0	0	26
割合(%)	4	31	19	50	12	42	0	0	100
Iの団体	0	3	0	9	3	4	0	0	13
割合(%)	0	23	0	69	23	31	0	0	100
I以外の団体	1	5	5	4	0	7	0	0	13
割合(%)	8	38	38	31	0	54	0	0	100

(2) 将来の担い手不足への対応について

将来、集落営農組織・法人が中心となる担い手の確保に困るようになった際の対応としては、「わからない」とする回答が42%で最も多かったが、「近隣の集落営農組織・法人との合併により、地域営農を維持する」とする団体が約4割もあった。

一方で、「JA等の作業受託組織や三セク等に農作業委託する」とか「農地利用集積円滑化団体に白紙委任し、他の担い手に任せる」とした団体はわずかであった。この傾向は現団体、旧団体ともほぼ同様であった。

表 担い手不足への対応

(単位:団体、%)

	ア 近隣の集 落営農組 織、法人と の合併	イ JA等の受 託組織や 三セク等 に委託	ウ 円滑化団 体に白紙 委任	エ わからな い	オ その他	未回答	計
回答数	10	1	1	11	2	1	26
割合(%)	38	4	4	42	8	4	100
Iの団体	6	0	0	6	1	0	13
割合(%)	46	0	0	46	8	0	100
I以外の団体	4	1	1	5	1	1	13
割合(%)	31	8	8	38	8	8	100

「その他」の内訳 ・退職後継者等の育成により、地域の耕地は地域で維持する
・近隣の集落営農をしていない集落に加入してもらう

8 農地利用集積円滑化団体との協力・連携について

今後、農地利用集積円滑化団体が活動を本格的に進めるに当たって、農地情報の提供や利用集積のための協力を求められた場合の対応については、「ほぼ協力・連携できると思う」が56%と最も多く、「全面的に協力・連携できると思う」(6%)を合わせると6割以上の団体が円滑化団体と協力・連携できるとしている。

その一方で、「あまり協力できない」とする団体が24%あった。

現団体、旧団体別にみると、「協力・連携できる」とした団体は、現団体が86%であったのに比べ、旧団体ではその半分(42%)と少なく、しかも旧団体では「あまり協力できない」とした団体が現団体の約3倍と多かった。

表 円滑化団体との協力・連携

(単位:団体、%)

	ア 全面的に 協力・連携	イ ほぼ協力・ 連携	ウ あまり協 力できな い	エ 全く協力で きない	オ わからな い	カ その他	未回答	計
回答数	2	19	8	0	3	0	2	34
割合(%)	6	56	24	0	9	0	6	100
Iの団体	2	11	2	0	0	0	0	15
割合(%)	13	73	13	0	0	0	0	100
I以外の団体	0	8	6	0	3	0	2	19
割合(%)	0	42	32	0	16	0	11	100

9 農地利用集積円滑化団体に協力できない理由について

前問で、「農地利用集積円滑化団体にあまり協力できない」とした団体にその理由を尋ねると、「現状のままです特に問題がないと思うから」、「将来、今の組織も高齢化等で活動が困難になると考えるから」がそれぞれ1/4と多かったが、「その他(直接調整するから)」という回答も合わせると、「現状です特に問題ないから」とした割合が38%と多かった。

表 円滑化団体に協力できない理由

(単位:団体、%)

	ア 現状で特に問題ないと思うから	イ 現在あまり農地の利用調整をしていないから	ウ 将来、高齢化等で活動困難になると思いうから	エ 個人情報であり、外部に出すことに不安だから	オ 円滑化制度は難しく、よくわからないから	カ その他	未回答	計
回答数	2	1	2	0	0	3	0	8
割合(%)	25	13	25	0	0	38	0	100
Iの団体	0	0	1	0	0	1	0	2
割合(%)	0	0	50	0	0	50	0	100
I以外の団体	2	1	1	0	0	2	0	6
割合(%)	33	17	17	0	0	33	0	100

「その他」の内訳 ・団体を通さず、直接法人と調整するから

・現在の組織では対応できない、目的に沿った別組織を設立すべき

・施策に不備有り、集約する意義なし

10 農地集積の支援策について

今後、担い手に農地をできるだけ集積するために必要な支援策については、「農地の貸借、面的集積を促進するような新たな奨励金助成制度等の創設」が59%で最も多く、次いで「農業委員会、利用集積円滑化団体、鳥取県農業農村担い手育成機構等の公的機関、団体によるあっせんや仲介機能の強化対策」が24%で、「農地の利用調整に取り組む改善団体や集落営農組織の増加・活動促進対策」、「農地の貸し剥がし等が生じないよう、戸別所得補償制度等の政策見直し」がそれぞれ18%であった。

現団体と旧団体別にみると、どちらとも多かったのは「新たな奨励金助成制度等の創設」で、次いで現団体では「円滑化団体等による斡旋仲介機能の強化」を掲げるものが1/3と旧団体の2倍あった。

また、旧団体では「農地の大区画化等の条件整備」を掲げるものが多かった。

表 農地集積に必要な支援策

(単位:団体、%)

	ア 改善団体や集落営農組織の増加・活動促進策	イ 農委、円滑化団体、県担い手育成機構等による斡旋仲介機能の強化策	ウ 農委を中心に地域農地情報の集約体制づくり	エ 農地流動化制度の農業者への周知対策	オ 新たな奨励金助成制度等の創設	カ 貸し剥がしのないよう、戸別補償制度等の政策見直し	キ 農地の大区画化等の条件整備	ク わからない	ケ その他
回答数	6	8	3	5	20	6	5	0	4
割合(%)	18	24	9	15	59	18	15	0	12
Iの団体	2	5	1	2	10	3	1	0	1
割合(%)	13	33	7	13	67	20	7	0	7
I以外の団体	4	3	2	3	10	3	4	0	3
割合(%)	21	16	11	16	53	16	21	0	16

	未回答	計
回答数	3	34
割合(%)	9	100
Iの団体	1	15
割合(%)	7	100
I以外の団体	2	19
割合(%)	11	100

「その他」の内訳

- ・法人化を進めること
- ・機械導入に対する助成強化
- ・中山間地域故、集落を越えた活動は経営上無理
- ・農業委員の意識改革、集落単位に農業委員は必要

11 農用地利用改善団体等の活動上の問題点、課題について

項目	内容
1 高齢化・後継者問題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の70代から40～50代への引き継ぎがうまくできるか ・若い者が参加しない ・オペレーターの後継者問題 ・高齢化し、作業、運営が困難(4件) ・出役者の高齢化(55～70才)、担い手育成 ・高齢化による担い手減少(定年退職者の活用検討も必要) ・20～30代を組織に入れること ・若者の農業離れ、高齢者依存 ・集落営農の立ち上げによる地域農業の維持
2 収益性問題	<ul style="list-style-type: none"> ・農地条件等が悪く、収益があがらない。(2件)
3 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・大型機械の老朽化で更新に補助がなく困っている。 ・資産保有意識が強い農家が多い。 ・法人化により概ね集積できており、組織活動が不用になりつつある。(2件) ・鳥獣害対策は単独集落だけでは無理。 ・H14年に解散し、実体なし。

12 農業政策に対する意見・要望

(1) 農地利用集積円滑化事業等農地制度について

項目	内容
1 円滑化事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑化団体が機能していない。テコ入れが必要。 ・市町村、公社、JAの行動が見えない。ペーパーだけで片付けてしまう ・もう少し簡単なやり方で。
2 集積の課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模農家のみで営農を集約することを極端に進めていくと、地域の賑わい(活性化)がなくなることを懸念。 ・中山間地では利用集積は難しいと思う。集積できても担い手が不足。 ・米価の低い水準では受け手はない。荒廃が進む。 ・農地の借り手にも補助制度がほしい。 ・貸し手にも奨励制度を。借り手には集積助成金を継続してほしい。 ・拡大したいが、地域内に貸し手がいない。隣接集落等の情報がほしい。
3 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・山間地の農地を守る制度を確立してほしい。

(2) 戸別所得補償制度等の農業政策について

項目	内容
1 農業政策について	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集中した制度にすべき。法人化により農村を雇用の場として推進すべき。 ・生産に伴う対価が特定の者に集中し、小規模農家がこれを享受できなくなる。前述の課題に対応すべき仕組みづくりを考えてほしい。 ・若者が農業をしてみたいとなる農業政策(目標の支援をすることで食べれる農業ができる)をつくり、若者を募集することで地域にあった農業に新たな発想が生まれるのではないかと思う。 ・TPP等の政策によりどうなるか不安。
2 農産物価格政策について	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の価格補償(の充実) ・価格下落対策を厚くしてほしい。
3 戸別所得補償制度について	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も戸別補償制度を続けてほしい。(3件) ・補償制度の拡充強化を希望。 ・制度の見直しが必要。 ・捨てづくりに支給することは無駄である。 ・あまりよくない制度。農家が怠ける。やめてはどうか。 ・制度が毎年改正され、落ち着いて集団活動の取り組みができない。(交付金目当ての行動になることを危惧)

IV 結果の要約・まとめ

今回の調査は、平成21年の農地法等の農地制度改革により、農地の面的な利用集積を図る事業が新たに創設されるなど、農地の有効利用を一層促進することが求められる中で、これまで地域で農地や農作業の利用調整に関わってきた改善団体の動向を把握し、今後の農地利用集積対策の検討資料とするため、県下の改善団体(旧団体を含む。)にアンケート調査を行ったものである。

改善団体は、農業経営基盤強化促進法に基づいて、作付け地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を行う集落等の地縁的団体で、その団体が作成した農用地利用規程を市町村から認定された団体である。再認定手続きが必要となった平成17年の同法改正までは、把握できるものだけでも県下に351団体があった。

しかし、再認定手続きを行ったと思われるものは11団体に過ぎず、平成21年度時点では新設団体を含めて20団体のみとなっている。(別紙参考1「県内農用地利用改善団体の動向」参照)

このため、今回は過去に認定を受けていた旧団体(331団体)を対象に、各市町村農業委員会を通じて代表者等の確認を行い、確認できた24団体を旧団体として対象としたほか、21年度時点の現団体20団体及び旧団体で過去の県農林水産祭で表彰を受け、住所等が確認できた7団体を加え、合わせて51団体を対象としたものである。

他は不明であったため調査票を送付できず、結果的に調査対象を大幅に縮小せざるを得なくなった点をご了解願いたい。

(1) 団体設立の背景・動機について

— 「地域農地の維持管理のため」が8割 —

改善団体がどのような背景・動機で設立されたかについては、「補助事業採択に必要であった」としたのは1/5と意外に少なく、「地域農地の維持管理のため」が約8割と最も多く、「地域農業の担い手となるため」などが3割以上あった。担い手不足や遊休農地の増加などが進む中で、地域農業を何とか守っていききたいという地域への真摯な思いが設立の動機につながっていたといえる。

(2) 再認定手続きをしなかった理由について

— 再認定手続きを知らず、失効したのは2割 —

旧団体に該当する18団体のうち未回答が半数と多かったが、回答があった中では、「組織的な利用調整の必要がなくなったため」とした団体が過半を占め、「手続きが必要なことを知らなかったため」とした団体は2割と少なかった。

なぜ、多くの団体で再認定手続きを取らなかったのかは、今回の結果だけでは十分読み取れないが、未回答が半数あった点を考えると、再認定手続きについての情報提供のあり方等について課題を残したと考える。

(3) 農作業、農地の利用調整状況と将来の見通しについて

— 担い手への集積はほぼ順調 —

農作業の受委託や農地の賃貸借などの利用調整状況がこれまでどのように行われてきたのか、また、将来どのようにしようとしているのかについては、改善団体がどのように地域農業に関わってきたのかを知る上で、参考になる。

過去、現在においても7割前後の団体が「担い手等に集積」としており、ほとんどの団体では順調に担い手への集積活動が行われ、所期の目的は十分果たしてきていることが伺える。

— 調整のネックは担い手不足 —

その一方で、「調整が思うようにはかかず困っている」団体や「全く調整を行っていない」団体がそれぞれわずかながら存在している。その理由を尋ねると、その6割以上の団体が「地域に担い手(受け手)が少ないから」と回答しており、地域での利用調整を目的とする改善団体の活動の限界は担い手不足といえる。

— 今後も活動継続は過半、一方で担い手不足の懸念も —

将来の調整活動の見通しについては、約6割の団体で「今後も調整活動を継続したい」としている。しかし、「継続したいが、十分できなくなる」や「調整はできなくなる」とする団体が1割程度ある。

その理由については、やはり「地域に担い手(受け手)が少ないから」、「農産物価格や農業所得が少ないから」がそれぞれ半数を占めるほか、「ほ場条件がよくないから」も1/3と多く、受け手の確保やほ場整備などが今後の課題であるといえる。

調整活動の難しさを指摘する割合は、現団体より旧団体において多い傾向が伺えるが、これは現団体の多くが法人化し、すでに集団的な土地利用がされているからと考える。

(4) 集落営農への取り組みについて

— 8割の改善団体が集落営農に取り組む —

改善団体を構成する集落で集落営農への取り組みが行われているかどうかについては、「法人化して取り組んでいる」、「法人化はしていないが取り組んでいる」とした団体が約8割で非常に多い。

とりわけ法人化している割合は、現団体では87%で旧団体(26%)を3倍以上も上回っている。

これは、現団体の多くがH17年以降に設立された団体であり、これらは地域内農地の過半を集積し、農業を維持していこうとする特定農業法人を目的に設立されたものが大半であるからといえる。

旧団体では「法人化していないが集落営農に取り組んでいる」割合は、約4割と多く、「今後集落営農に取り組む予定」とした団体も1割程度あり、今後、関係機関等による法人化に向けた支援も必要といえる。

— 1集落1農場タイプが現団体では7割、旧団体では3割 —

集落営農の形態については、現団体と旧団体では異なっている。

「集落農地全体を一つの農場とみなし、営農を一括管理運営する」タイプは、全体では5割であるが、法人割合が多い現団体では7割と多く、旧団体では3割と少ない。

一方、旧団体については、「作付けの団地化など、集落内の土地利用調整を行う」タイプが過半で最も多く、現団体には見られない「出役による共同作業」など4つのタイプが存在している。

前段にあったように担い手不足によって集落営農に限界が生じないよう、今後に向けては法人化への道などを検討していくことが課題といえる。

— 将来は近隣の集落営農組織との広域合併も —

将来、集落営農組織が担い手の確保に困る状況が生じたときの対応について尋ねたところ、「わからない」と回答した団体が42%と最も多かったが、ほかには「近隣の集落営農組織、法人との合併」と回答した団体が39%あり、担い手不足が懸念される今後の団体等のあり方として、広域化の方向も視野に関係機関等の支援が課題になると考えられる。

一方、JA等の作業受託組織への委託や農地利用集積円滑化団体への白紙委任などと回答した団体は、わずか数%と少なく、合併等によって自ら乗り切ろうと考えている団体が多いと考えられる。

(5) 農地利用集積円滑化団体との協力・連携について

— 改善団体の6割以上が円滑化団体と協力・連携 —

今後、農地利用集積円滑化団体が活動を本格的に進めるに当たって、農地情報の提供や利用集積のための協力を求められてきた場合の対応については、現団体では87%の団体が、全体でも約6割の団体が「協力・連携できる」としており、今後、協力・連携先の一つとして具体的な連携のあり方の検討が課題と考えられる。

(6) 農地集積のための支援策について

— 6割が農地集積のための奨励助成制度の新たな創設を要望 —

今後、担い手に農地を集積するために必要な支援策としては、約6割の団体が「農地の貸借、面的集積を促進する新たな奨励金助成制度などの創設」と回答しており、この点については、国の来年度予算で新たに要求されている地域農業マスタープランなどの動向を見極めながら、今後の対応を検討すべきと考える。

続いて、「農業委員会、円滑化団体、県担い手育成機構等による斡旋仲介機能の強化」、「農地の貸し剥がしが生じないよう、戸別所得補償制度等の政策見直し」、「改善団体や集落営農組織の増加・活動支援策」、「農地流動化制度の農業者への周知対策」などがあげられ、今後、関係機関・団体等による支援強化が課題といえる。

以上、これらの結果から明らかになったことは、改善団体によるこれまでの農地等の利用調整活動は、担い手への集積状況や集落営農への取り組み状況などに現れているとおり、順調に成果を収めてきていることである。

問題は、数多くの改善団体が平成17年の基盤強化促進法の改正後、なぜ再認定を受けなかったのか、現在はどうしているのかについてであるが、今回の調査では解析するに十分ではなかった。また、回答のあった改善団体の6割が「今後も活動を継続する」としているものの、中にはわずかではあるが、「調整活動が思うように進まず苦勞している」団体や「継続したいが十分できなくなる」とする団体もあり、いずれも担い手の不足がネックになることを掲げている。

このような事態への対応として、「周辺組織との合併」を掲げる団体が相当数あったのは、現実的で実現可能な対応なのかもしれない。

一方で、「わからない」とした団体が相当数あった点については、農業を取り巻く情勢が厳しい中でやむを得ない面もあると思うが、将来に向け、まず自らの団体がどう対応していくのかについて、今から話し合ったり検討しておくことが必要かと考える。

さらに、農地利用集積円滑化団体との協力・連携については、6割の団体が「協力できる」としており、円滑化団体が事業を展開する上で良好な協力関係が生まれるものと考ええる。

平成24年度には、国において新たに地域農業マスタープランに基づく農地集積のための施策が予定されているが、このプランは集落・地域で話し合っただけで地域農業のあり方や地域の中心となる経営体等を定めるもので、まさに改善団体が自ら作成し、市町村から認定を受ける農用地利用規程そのものである。

平22年3月末の本県の改善団体数は20団体で、広島県(197)、島根県(192)、山口県(186)の約1割と少ない。(別紙参考2「各県の利用改善団体数」参照)

この改善団体数の多少は、集落営農組織数の多少とも大きく関わっており、本県としても、今後、中山間地域等において集落営農や農地集積を推進する上で、既に失効しているとはいえ旧改善団体の消息確認と併せて活動再開のための手立てを講じていくことが効果的ではないかと考える。

なぜなら、それらの集落や地域では人や農地に関わる課題解決のための合意形成手法の素地を備えているからである。このような団体や地域をベースに農地集積や集落営農等の推進施策が展開されることを期待したい。

(別添)

農用地利用改善団体等に関する実態調査票

平成23年11月
鳥取県農業会議

農用地利用改善団体等代表者の皆様へ

～記入に当たってのお願い～

- この調査は、現在、市町村から農用地利用規程の認定を受け、農地の貸し借りや農作業の受委託などについて利用調整活動を行っている農用地利用改善団体(以下「改善団体」という)の皆様及び過去に認定を受けたが、平成17年に農業経営基盤強化促進法が改正された際に、再認定手続きをせず、現在は認定切れとなっている改善団体(以下「旧団体」という)の皆様に対し、現在の活動状況等についてお聞きするものです。
- 調査票には団体の代表者の方(旧団体の場合で、代表者が不明であれば集落農事実行組合長の方など)がご記入いただき、平成23年11月30日までに同封の返信用封筒にて本会議に返送していただきますよう、御協力をお願いします。
なお、回答いただいた情報は関係法令に基づき、厳正に取扱い、目的以外には利用いたしません。

改善団体名(又は集落名)

記入者の氏名

問1 あなたの改善団体(又は旧団体)の概要について、次の①～⑦の該当箇所に記入してください。

なお調査時点は平成23年4月1日現在で記入してください。

- ① あなたの団体を構成する(した)関係集落数はいくつですか。 ()集落
- ② あなたの団体を構成する農家数は何戸ですか。 また、あなたの集落に集落営農法人が設立されている場合は、()内に内数で法人の構成農家数を記入してください。

担い手農家	その他農家	計
戸(戸)	戸(戸)	戸(戸)

- ③ 農地を貸している農家は何戸ありますか。 ()戸
- ④ 農地を借り受けている担い手(集落営農法人を含む)は何戸ありますか。 ()戸
- ⑤ 農作業を委託している農家は何戸ありますか。 ()戸
- ⑥ 農作業を受託している担い手(集落営農法人を含む)は何戸ありますか。 ()戸

問2 あなたの改善団体(又は旧団体)の設立の背景・動機について、次のうち、該当するものに○をしてください。(2つ以内)

- ア 地域の農地の維持管理のため
- イ コスト低減や生産性の向上に取り組み、地域農業の担い手となるため
- ウ 転作の団地化などに取り組み、地域の生産調整の実施主体となるため
- エ 設立が補助事業(ほ場整備、転作機械導入等)の採択に必要なであったため
- オ その他(具体的に:)

問3 以前に改善団体であったが、現在は失効している「旧団体」の方にお尋ねします。

あなたの改善団体は、なぜ農用地利用規程の再認定手続きを行わなかったのですか。
次のうち、該当するものに○をしてください。(1つ以内)

- ア 以前とは農業事情も変化し、組織的な利用調整の必要がなくなったから
- イ 以前のような制度上のメリットがなくなったから
- ウ 再認定手続きが必要なことを知らなかったから
- エ よくわからない

問4 あなたの改善団体(又は旧団体)における農作業の受委託、農地の貸借の調整状況について、お尋ねします。

「過去」と「現在」における実施状況、及び「将来(10年後)」の見通しについて、次の各区分ごとに該当するものに○をしてください。(各1つ以内)

区 分	過去(設立当時)	現在	将来(10年後)
1 農作業の受委託の相談・調整状況	ア、イ、ウ、エ、オ、カ	ア、イ、ウ、エ、オ、カ	キ、ク、ケ、コ、サ、シ
2 農地の貸借の相談・調整状況	ア、イ、ウ、エ、オ、カ	ア、イ、ウ、エ、オ、カ	キ、ク、ケ、コ、サ、シ

(選択項目)

過去・現在の実施状況	<p>ア: 関係者と調整し、すべて担い手・法人等に集積できている(いた)</p> <p>イ: 関係者と調整し、ほぼ担い手・法人等に集積できている(いた)</p> <p>ウ: 調整を行っても、担い手・法人等にあまり集積できていない(いなかった)</p> <p>エ: 調整が思うように進まず、困っている(いた)</p> <p>オ: 全く相談・調整の取り組みを行っていない(いなかった)</p> <p>カ: わからない</p>
将来(10年後)の見通し	<p>キ: 今後も調整活動を継続したい</p> <p>ク: 今後も調整活動を継続したいが、十分にできなくなると思う</p> <p>ケ: 今後は調整活動はできなくなると思う</p> <p>コ: 今後も調整活動には取り組まない</p> <p>サ: 今後は改めて調整活動に取り組みたい</p> <p>シ: わからない</p>

問5 問4の過去・現在の実施状況の中で、「エ 調整が思うように進まない」、「オ 全く調整を行っていない」のいずれかに○をされた方にお尋ねします。

あなたの改善団体(又は旧団体)で農作業受委託や農地の貸借等の相談・調整活動が進まない、又は行っていないのはなぜですか。

次のうち、該当するものに○をしてください。(2つ以内)

<p>ア 販売を行わない自給的農家が大半であるから</p> <p>イ 地域内の農地を他地域の大規模経営農家が借りているから</p> <p>ウ 地域に担い手(受け手)が少ない(又はいない)から</p> <p>エ 農産物価格や農業所得が不安定であるから</p> <p>オ 地域内のほ場条件が良くないから</p> <p>カ 農地の資産保有意識が強いから</p> <p>キ 不在村地主が増加してきたから</p> <p>ク 農地が分散しているから</p> <p>ケ どのように対処すればよいかわからないから</p> <p>コ その他(具体的に:)</p>

問6 問4の将来(10年後)の見通しの中で、「ク 十分にできなくなると思う」、「ケ できなくなると思う」のいずれかに○をつけられた方にお尋ねします。

あなたの改善団体(又は旧団体)で、将来、農作業の受委託や農地の貸借等の調整活動ができなくなると思われるのはなぜですか。

問5の枠内のア～コの中から、該当するものを選び、下欄に記入してください。(2つ以内)

--	--

問7 現在、あなたの集落は集落営農に取り組んでいますか。

次のうち、該当するものに○をしてください。(1つ以内)

- | | |
|----------------|---------------------|
| ア 法人化して取り組んでいる | イ 法人化はしていないが取り組んでいる |
| ウ 取り組んでいない | エ 今後、取り組む予定 |

問7で「ア 法人化して取り組んでいる」、「イ 法人化はしていないが取り組んでいる」に○をされた方にお尋ねします。

(1) あなたのところで取り組んでいる集落営農は、次のうち、どのタイプに該当しますか。

該当するものに○をしてください。

- | |
|--|
| ア 集落等で農業機械を共同所有し、参加農家が共同で利用する |
| イ 集落等で農業機械を共同所有し、オペレーター組織が利用する |
| ウ 参加農家の出役により、共同で農作業(農業機械を使った農作業以外)を行う |
| エ 集落等の農地全体を一つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営する |
| オ 地域の担い手に農地の集積、農作業委託等を進め集落ぐるみで土地利用、営農を行う |
| カ 作付けの団地化など、集落内の土地利用調整を行う |
| キ 農産物の加工、直売など農業生産以外の事業への取り組みを行う |
| ク その他(具体的に: _____) |

(2) 将来、あなたの集落の集落営農組織・法人が担い手の確保に困るようになったとき、どのよう
にしようと考えていますか。

次のうち、該当するものに○をしてください。(1つ以内)

- | |
|---|
| ア 近隣の集落営農組織・法人との合併により、地域営農を維持する |
| イ JA等の作業受託組織や三セク等に農作業を委託する |
| ウ 新しくできた「農地利用集積円滑化団体」(問8参照)に白紙委任し、他の担い手に任せる |
| エ わからない |
| オ その他(具体的に: _____) |

問8 平成21年12月に農地法等が改正され、市町村、公社、JAなどが「農地利用集積円滑化団体」(農地の仲介組織)として、多数の農地所有者から委任を受けて、担い手へまとまった形で貸付を行う新しい事業が全ての市町村で実施されることになりました。

今後、この団体が、農地の利用集積活動を本格的に進めるに当たって、あなたの改善団体等に農地情報の提供や利用集積のための協力を求められた場合には、あなたの改善団体等はこの円滑化団体に協力したり、連携した活動を行うことができますか。

次のうち、該当するものに○をしてください。(1つ以内)

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ア 全面的に協力・連携できると思う | イ ほぼ協力・連携できると思う |
| ウ あまり協力できないと思う | エ 全く協力できないと思う |
| オ わからない | カ その他(具体的に: _____) |

問9 問8で「ウ あまり協力できないと思う」または「エ 全く協力できないと思う」に○をされた方にお尋ねします。

協力できないと思われる理由は何ですか。次のうち、該当するものに○をしてください。(1つ以内)

- ア 現状のままで特に問題がないと思うから
- イ 現在は、あまり農地の利用調整活動を行っていないから
- ウ 将来、今の組織も高齢化等により、活動が困難になると考えるから
- エ 個人情報に関することであり、外部に情報を提供することに不安だから
- オ 農地利用集積円滑化制度はむずかしくて、よくわからないから
- カ その他(具体的に: _____)

問10 今後、農地を効率的に利用するためには、農地の出し手の情報をもとに、担い手にできるだけ農地を集積することが求められていますが、そのためには、どんな支援策が必要と思いますか。次のうち、該当するものに○をしてください。(2つ以内)

- ア 農地の利用調整に取り組む改善団体や集落営農組織の増加・活動促進対策
- イ 農業委員会、利用集積円滑化団体、鳥取県農業農村担い手育成機構等の公的機関、団体によるあっせんや仲介機能の強化対策
- ウ 農業委員を中心に、地域の農地情報を集約できる体制づくり
- エ 農地制度や農地の貸借制度の農業者等への周知対策
- オ 農地の貸借、面的集積を促進するための新たな奨励金助成制度等の創設
- カ 農地の貸しはがし等が生じないよう、戸別所得補償制度等の政策見直し
- キ 農地の大区画化等の条件整備
- ク わからない
- ケ その他(具体的に: _____)

問11 あなたの改善団体(又は旧団体)の活動上の問題点、課題があれば、下欄に記入してください。

問12 現在の農業政策について、ご意見、要望等があれば、下欄に記入してください。

〈農地利用集積円滑化事業等の農地制度について〉

〈その他「戸別所得補償制度」などの農業政策について〉

— これで質問は終わりです。御協力ありがとうございました。 —

(調査に関する問い合わせ先)

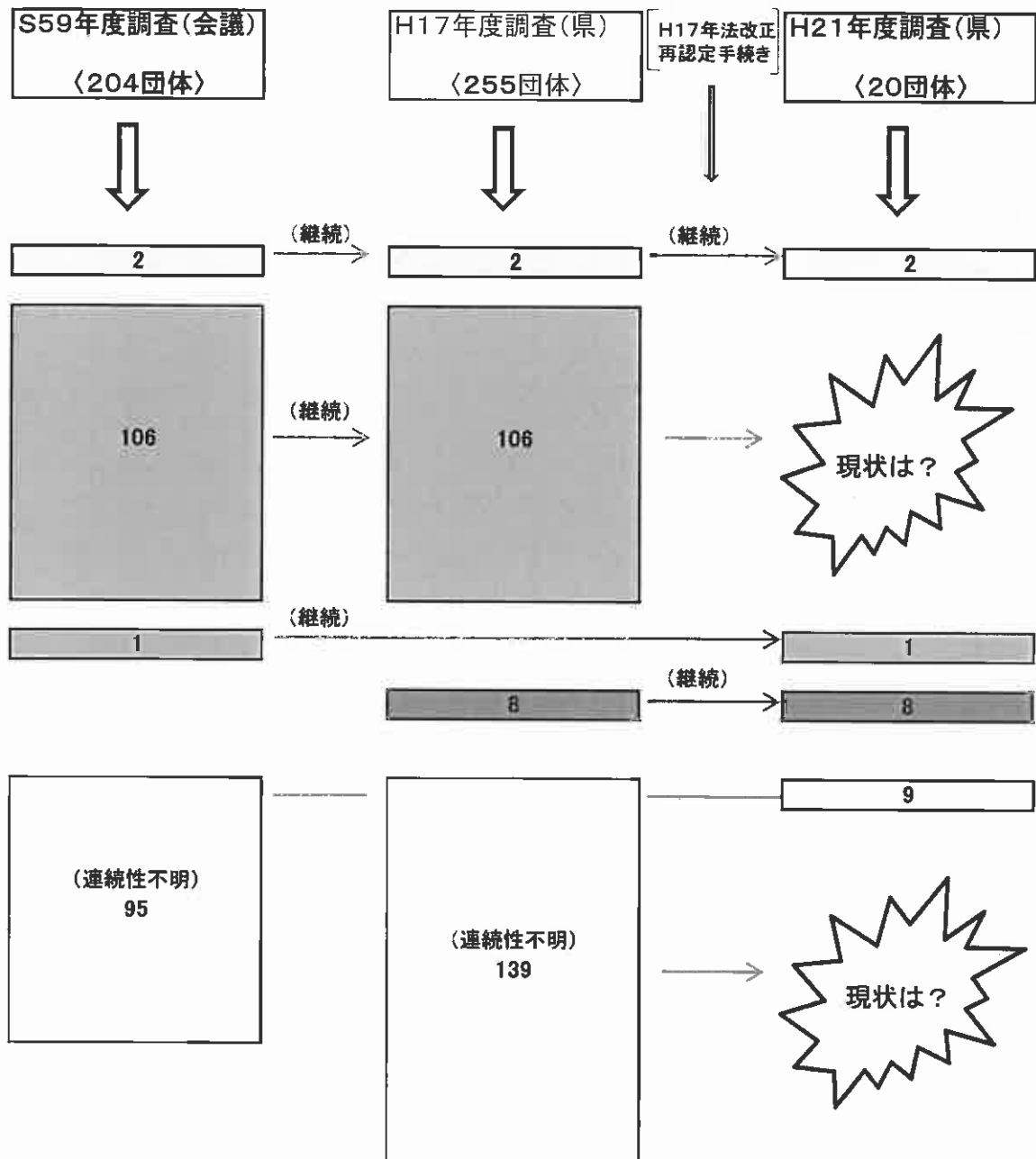
〒680-8570 鳥取市東町1-271 鳥取県農業会議

TEL(0857)26-8371 FAX(0857)29-4867

(別紙参考1)

「県内農用地利用改善団体の動向」

平成23年9月
鳥取県農業会議

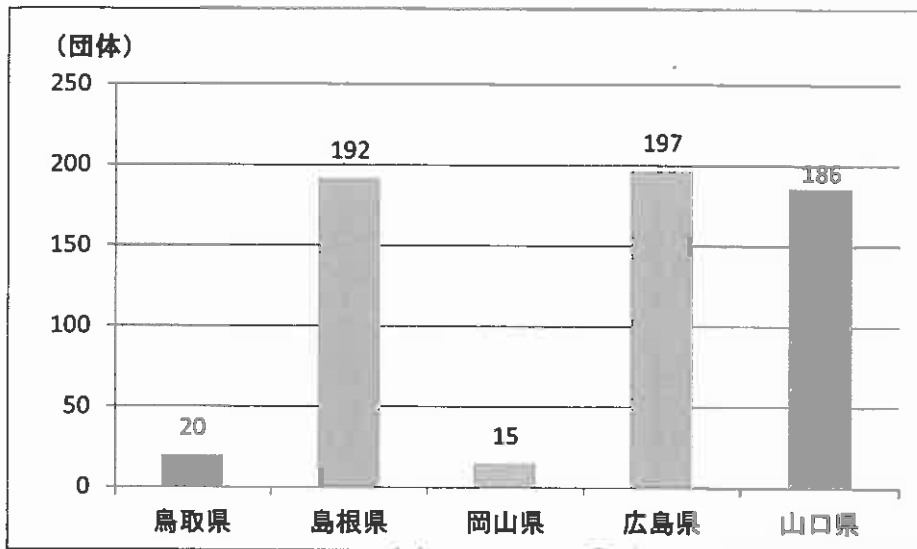


(説明)

- 1 S59、H17、H21の各調査年度間において、連続してリストアップできるのは2団体
- 2 S59とH17の間においては、106団体が連続リストアップ
- 3 S59とH21の間においては、1団体が連続リストアップ
- 4 H17とH21の間においては、8団体が連続リストアップ
- 5 各調査年度間において、連続性が不明な団体は、S59が95団体、H17が139団体、H21が9団体
- 6 H17の基盤法改正により、再認定手続きを経て現在継続認定を受けているのは、 $2+1+8=11$ 団体と想定される。
- 7 S59以降、改善団体として認定された団体は、360団体と推測される。 $204+147+9=360$ 団体

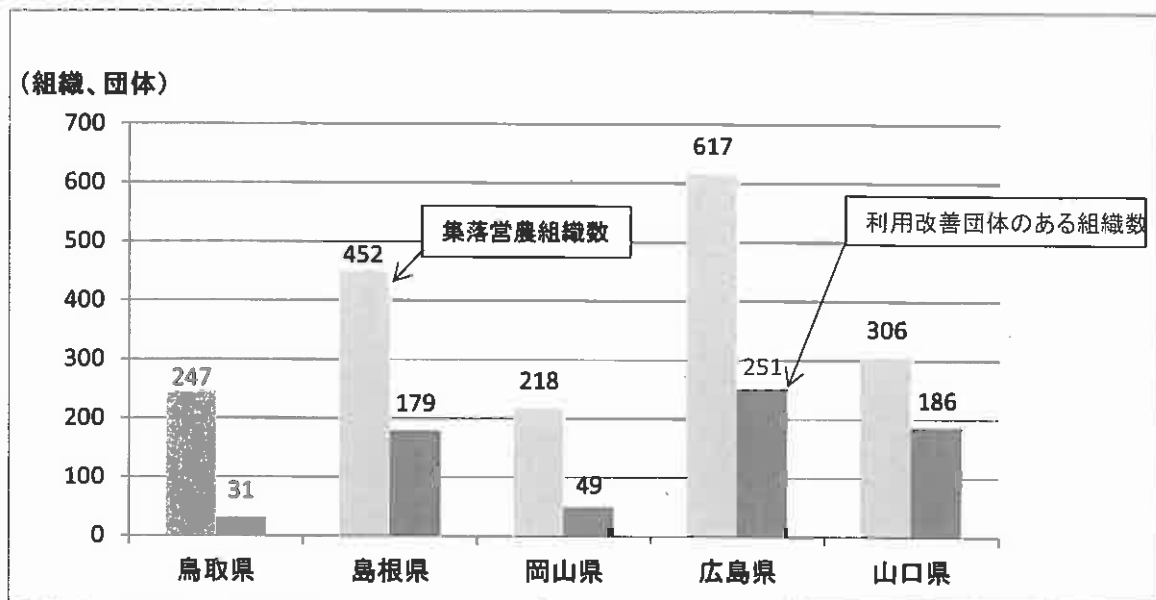
(別紙参考2)

1 「各県の農用地利用改善団体数」



(注)資料:農林水産省「農用地利用改善団体の実態調査」(H22年3月)による

2 「各県の集落営農組織と農用地利用改善団体の関係」



(注)資料:農林水産省「集落営農実態調査の概要」(H23年2月1日現在)による